

# 平成30年度 研究報告書の概要

平成31年3月

全国都道府県教育長協議会

# 目 次

## 第 1 部会

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 外国語教育の充実に向けた取組について . . . . . | 1 |
|------------------------------|---|

## 第 2 部会

|  |   |
|--|---|
| 地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能の強化・充実<br>～今後、求められるコーディネーターの在り方～ . . . . . | 2 |
|--|---|

## 第 3 部会

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 部活動の運営の適正化に向けた方策について . . . . . | 3 |
|--------------------------------|---|

## 第 4 部会

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 教職員の働き方改革の推進について . . . . . | 4 |
|----------------------------|---|

※ 研究報告書の詳細版につきましては、全国都道府県教育委員会連合会ホームページ (<http://www.kyoi-ren.gr.jp/>) に掲載しておりますので御参照ください。



【背景】

○新学習指導要領の公示

→平成29年3月に公示された小中学校の新学習指導要領では、小学校高学年からの外国語の教科化とともに、小・中学校での外国語教育の改善・充実が図られることとなった。

○大学入学者選抜での英語の外部資格・検定試験の活用

→大学入学者選抜では、2020年度から「大学入学共通テスト」が導入され、英語の外部資格・検定試験の活用が始まる。

研究課題：「外国語教育の充実に向けた取組について」

→各都道府県の現状や取組の把握・課題を分析し、今後の各都道府県における施策の検討や国への要望に資することを研究の目的とする。

調査方法

- 全都道府県教育委員会へアンケート調査を実施
- 調査期間 平成30年8月20日～9月18日
- 調査基準日 平成30年8月1日
- 全都道府県教育委員会から回答(回収率100%)
- 研究担当県 岐阜県・山口県・埼玉県(主査)

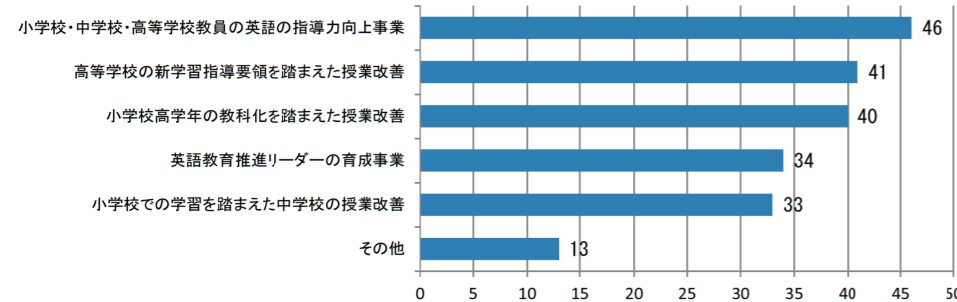
調査内容

- (Ⅰ)各都道府県教育委員会の取組の現状について
- (Ⅱ)英語教育の充実のための環境整備について(人的環境、教室環境、教材の開発)
- (Ⅲ)研修の充実について
- (Ⅳ)外部資格・検定試験の導入について

1 調査結果概要について (P3~14)

【Ⅰ 各都道府県教育委員会の取組の現状について】

・英語教育の充実のために特に推進している施策については、小学校、高校に比べ、中学校への施策を行っている県は少ない状況であった。(質問番号1)



- ・小・中・高校のどの校種においても、約8割の県が「話すこと(やりとり)」の技能に特に重点を置くべきと回答。(質問番号3)
- ・小学校におけるCAN-DO形式での学習到達目標の設定については、8割以上の県が推進している又は推進予定と回答。今後CAN-DO形式での学習到達目標の設定が進むと考えられる。(質問番号4)

【Ⅱ 英語教育の充実のための環境整備について】

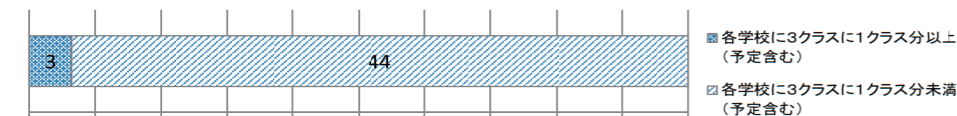
<Ⅱ-1 人的環境について>

・19県において、小学校英語教育の充実のための人材配置を独自に行ったと回答。(質問番号7)一方で、独自の人的配置を行えない理由については、「予算の確保が困難」が最も多かった。(質問番号9)

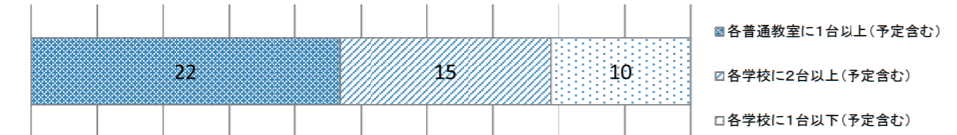
<Ⅱ-2 教室環境について>

・児童・生徒の英語4技能の向上のために、特にタブレットや大型提示装置などのICT機器が有効であると、ほとんどの県が回答。(質問番号14、15)しかし、各県のICT機器の整備状況は、半数以上の県で国が示す整備計画の基準を下回っており、万全とは言えない状況。(質問番号18)

○学習者用PC又は学習者用タブレットの整備状況



○大型提示装置(モニター、プロジェクタなど)の整備状況

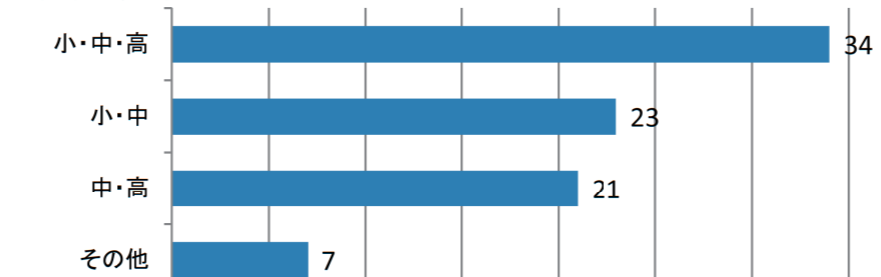


<Ⅱ-3 教材の開発について>

・16県で新学習指導要領に対応するための英語教育に係る独自教材を作成していると回答。小・中学校ではプリントやワークシートが多く、各県で補助資料などを作成・準備をしている実態がうかがえる。(質問番号20、21)

【Ⅲ 研修の充実について】

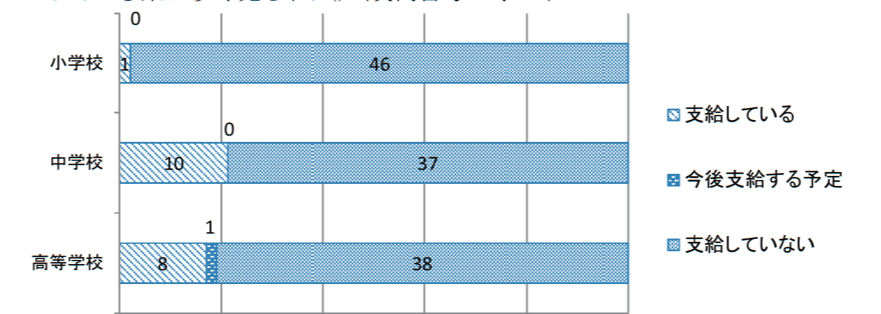
・英語教育について異校種が集まり協議・研修する場を設けているかについては、校種間(特に小・中・高)で連携した取組が重要との意識が高い。(質問番号22、23)



・新学習指導要領に対応するための教員研修に係る課題として、「時間の確保が困難」が最も多かった。(質問番号25)

【Ⅳ 外部資格・検定試験の導入について】

- ・小・中・高校における外部資格・検定試験の受験料に対する補助金の支給状況については、小学校での支給は1県、中学校での支給は10県、高校での支給又は支給予定は9県という状況。
- ・また、支給の方法は、小・中学校では、特定の地域・学校や学年を対象に全額補助、市町村教育委員会に対して半額補助など、高校では、1・2年生を対象にしている県が多く見られた。(質問番号26、27)



- ・「支給していない」県に対し、今後の受験料補助等の必要性を調査したところ、半数以上が「どちらともいえない」と回答。(質問番号28)
- ・導入に係る課題として、受験機会の確保といった公平性、経済的負担、どの試験を選ぶのかという妥当性、学習指導要領との整合性などが見られた。(質問番号30)

2 調査のまとめ (P15~17)

調査から見えた課題と国への要望・都道府県で取組むべき施策

【Ⅰ 各都道府県の取組の現状について】

- ◆中学校の授業改善等に係る各都道府県の施策の一層の充実
- ◆「話すこと(やりとり)」の向上につながる補助教材、指導資料などについて、国に支援の要望
- ◆CAN-DOリストの内容の具体例を示すことなどを国へ要望

【Ⅱ 英語教育の充実のための環境整備について】

- ◆国による人的措置について、引き続き国へ要望
- ◆ICT環境整備に対する補助事業などの財政支援を国へ要望
- ◆各都道府県のICT環境整備のための整備計画を策定し、計画的な整備を推進

【Ⅲ 研修の充実について】

- ◆各都道府県において異校種が集まり協議・研修する場を充実
- ◆各都道府県において、働き方改革の取組を推進し、研修内容の精選・効率化を図る
- ◆遠隔研修等の研修システムの制度設計や研修教材の開発について、国へ要望

【Ⅳ 外部資格・検定試験の導入について】

- ◆外部資格・検定試験の導入にあたり、適切な制度設計や地方に対しての丁寧な説明をすることを国へ要望

3 調査票集計結果等 (P18~64)

**■背景 社会環境の変化**

- 地域では・・・  
地域社会の支え合いの希薄化、地域や家庭における教育力の低下等の課題について指摘されている。
- 学校では・・・  
いじめや不登校、貧困などをはじめ子供を取り巻く問題が複雑化・困難化し、社会総掛かりで対応することが求められている。

**地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠**

**コーディネーター機能の強化・充実の必要性**  
**コーディネーターを取り巻く状況は？**  
**（現状把握が必要）**

- 職務環境や条件等の処遇は適切か
- 資質・能力の向上や発掘・養成の機会が保証されているか
- 今後、新たに求められる役割があるか

**□ 地域と学校の連携・協働の中核となるコーディネーターに着目し実態把握**  
**□ 特に、高い専門性が必要とされるコーディネーターの在り方を探る**

**■国の動向**

- 「地域とともにある学校への転換」「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域づくりの推進」→**コーディネーター機能の強化の重要性への指摘**（H27.中教審答申）
- 「社会に開かれた教育課程」の実現（新学習指導要領）
- 地域振興の核としての高等学校の機能強化等（H30.6経済財政運営と改革の基本方針2018、まち・ひと・しごと創生基本方針2018）
- 地域との協働による高等学校教育改革推進事業（文科省H31年度概算要求）

**本研究におけるコーディネーターの捉え**

- ①都道府県立学校（高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部）（以下、「都道府県立学校」）において、学校における教育や教育環境をより魅力あるものとするため、学校内（生徒、教職員、授業、部活動、学校行事等）と学校外（地域内外の教育資源、行政、大学、NPO、メディアなど）をつなぎ、効果的な学習活動を創出する役割を担うコーディネーター
- ②小中学校において、  
・複数の事業に関わることを前提に、地域住民と学校間の情報共有の場づくりや活動を行うとともに、地域住民等に対する助言や援助を行うなど専門性の高いコーディネーター  
・複数校区や市区町村単位で、コーディネーター間の連絡調整、コーディネーターへの助言・指導や事例紹介、コーディネーターの養成・育成、地域住民への理解促進などの役割を持つ統括的なコーディネーター

☆全都道府県（社会教育及び都道府県立学校を担当する部署）・・・コーディネーター①を対象とする

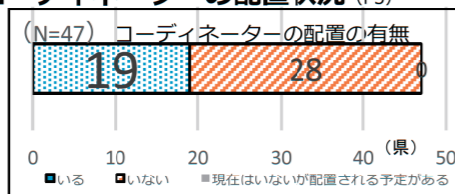
☆研究担当都県（6県）における市区町村の社会教育及び都道府県立学校を担当する部署・・・コーディネーター②を対象とする

**I 調査結果（都道府県調査を中心に）**

**(1)都道府県立学校におけるコーディネーターの配置状況 (P5)**

□都道府県立学校に、コーディネーター配置のある都道府県は、**19県**

□コーディネーターの数は全部で**140人**



**(2)都道府県立学校におけるコーディネーターの必要性の認識 (P8~9)**

**43県が「必要」と回答**

**【主な理由】**

- 学校と地域の事情を理解し、**双方を調整できる第三者**がいることにより、地域と良好な関係を構築した学校運営が行える。
- 高校の位置づけが地域振興の核**とされるなど、これまで以上に高校の地域に対する責務と役割が増す中、熱意やコーディネーター力等を有する人材を配置することで、**教職員の負担軽減も図りながら有効な取組が進められる。**
- 『**社会に開かれた教育課程**』の実現には、学校を知り、地域の実情を知るコーディネーターとしての**専門的スキルを持った人材が必須**である。 など

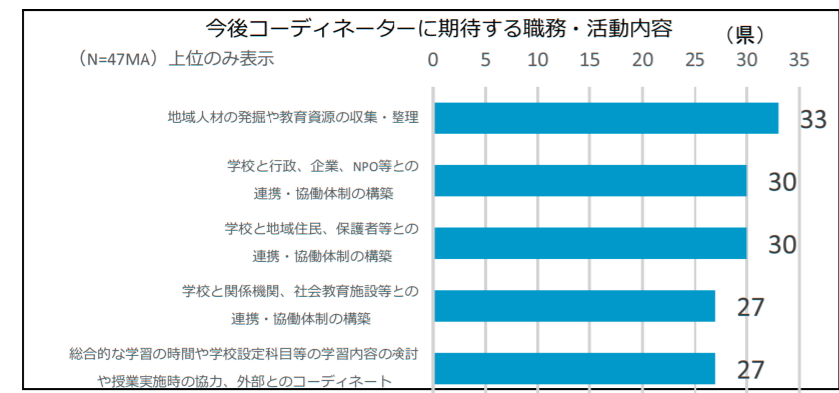


※市区町村調査における「市区町村が考える都道府県立学校と地域や行政との連携・協働の必要性」についての質問項目では、対象の17市区町村のうち**11市区町村が「必要」と回答**

**(3)今後、都道府県立学校におけるコーディネーターに期待する役割 (P10)**

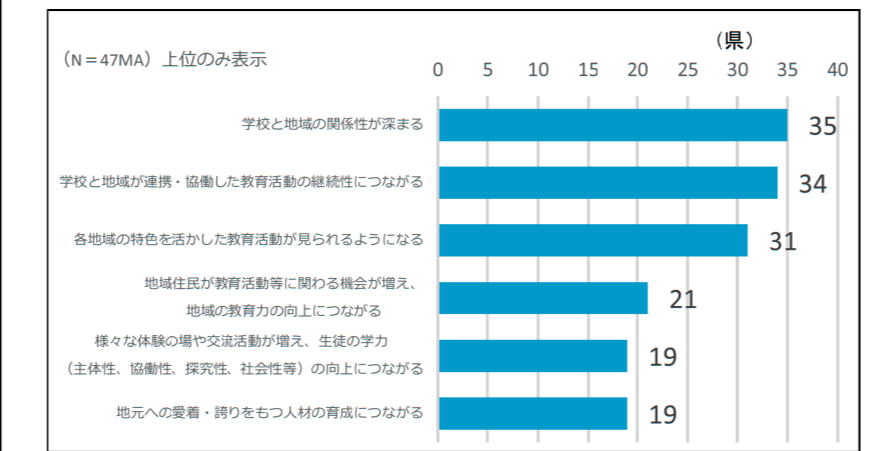
□「**地域人材の発掘や教育資源の収集・整理**」が**33県**と最も多い

□「**学校と様々な主体との連携・協働体制の構築**」への期待が大きい



**(4)都道府県立学校におけるコーディネーターを配置することにより見込まれる成果・効果 (P11~12)**

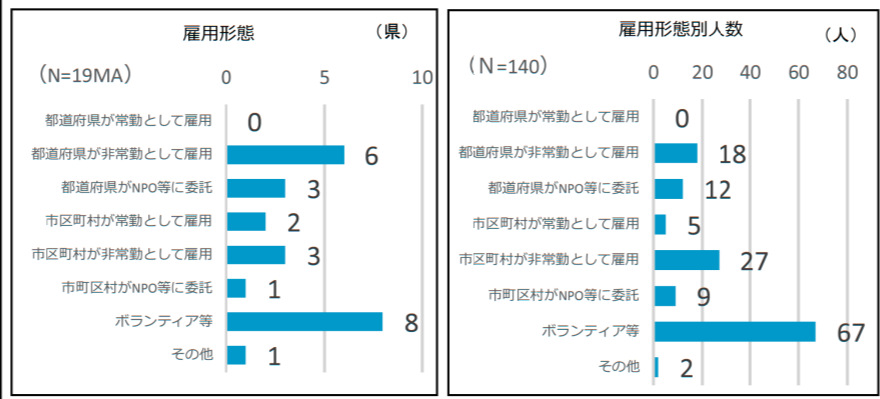
□「**学校と地域の関係性が深まる**」が**35県**と最も多く、次いで「**学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる**」（34県）、「**各地域の特色を活かした教育活動が見られるようになる**」（31県）



**(5)都道府県立学校におけるコーディネーターの雇用形態 (P17)**

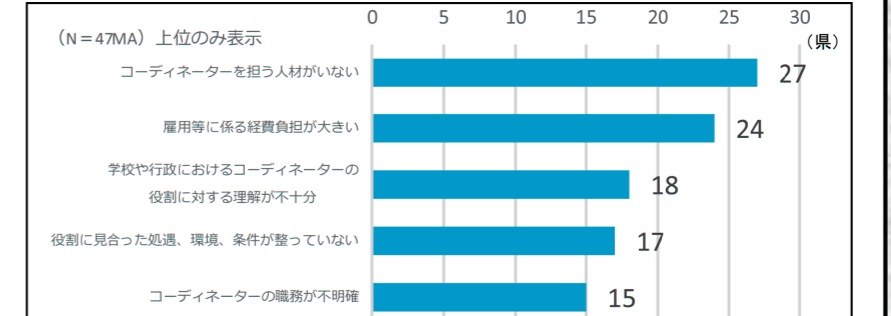
□コーディネーターの雇用形態は、「**ボランティア等**」が**8県**と最も多い

□雇用形態別の人数は、「**ボランティア等**」が**67人**と最も多く、**全体の約5割**を占める



**(6)都道府県立学校におけるコーディネーターの配置上の課題 (P26)**

□「**コーディネーターを担う人材が少ない**」が**27県**と最も多く、次いで「**雇用等に係る経費負担が大きい**」（24県）、「**学校や行政におけるコーディネーターの役割に対する理解が不十分**」（18県）



**II 今後に向けて (P58~60)**

**【提言：国に求めること】**

- ☆**役割と必要性の明確化** ☆**“職”としての配置方針の明確化**  
⇒コーディネーターの国家資格や認証制度の創設  
⇒コーディネーターの**育成**・評価システム等の開発
- ☆**配置・雇用のための財政措置**  
⇒**高い専門性が必要とされるコーディネーターについて、役割に見合った処遇、雇用に係る保証、そのための財政面の支援を充実する**

**【提言：地方公共団体に求められること】**

- ★**職務と役割の共有**  
⇒本調査結果や国の動向等も踏まえつつ、学校や地域の実情に合ったコーディネーター像を描く  
⇒具体的な職務と期待する役割を、学校や地方公共団体のほか、企業・NPO・地域住民等と共有する
- ★**配置効果の可視化・評価**  
⇒教員の働き方改革の視点も入れつつ、コーディネーター配置による子どもの成長、学校への効果、地域への効果等について検証する
- ★**人材確保、資質・能力の向上**  
⇒大学など関係機関と連携した養成・研修を実施する  
⇒コーディネーター間で情報交換できるネットワークを構築する  
⇒国等との連携により育成・評価システム等を開発・活用する
- ★**職務環境・条件の整備やサポート体制の充実**  
⇒コーディネーター、地方公共団体、学校間の定期的なミーティングを開催する  
⇒コーディネーターをサポートする職員を配置する

# 全国都道府県教育長協議会第3部会調査研究 研究課題 部活動の運営の適正化に向けた方策について

## 現状と課題

部活動は、教育活動の一環として実施されており、豊かな人間性の育成や学習意欲の向上、好ましい人間関係の形成等に資するという意義がある。  
 その一方で、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動等は、生徒のバランスのとれた生活と成長に影響を及ぼすとともに、教員の負担を増大させていると指摘されている。  
 平成30年3月、スポーツ庁が運動部活動の運営の適正化に向けた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。また、中学校における部活動指導員の配置事業が新設されたことで、部活動運営の適正化に向けて「学校における働き方改革」の視点を踏まえた実効性のある取組の推進を図ることが重要課題となっている。

## 調査方法

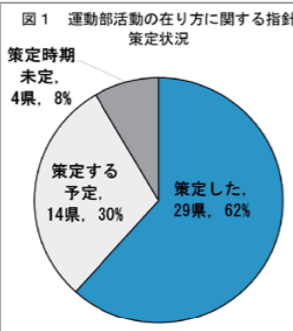
- 47都道府県教育委員会へのアンケート
- 調査基準日：平成30年8月1日
- 主に、自由記述の回答を分類して集計（アフターコード化）
- 研究担当県：岩手県・高知県・静岡県（主査）

## 調査内容

- (1)適切な運営のための体制整備
- (2)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進について
- (3)適切な休養日等の設定
- (4)生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- (5)学校単位で参加する大会等の見直し

### まとめ1 「運動部活動の在り方に関する方針」について

- 「運動部活動の在り方に関する方針」は約9割の都道府県において策定が進められている。
- 約7割の都道府県では、独自の定め等、地域の実情に応じた方針が策定されている。
  - ・適切な運営のための体制整備（部活動連絡会、スポーツ活動運営委員会）
  - ・生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備（合同練習、家庭・地域との連携）

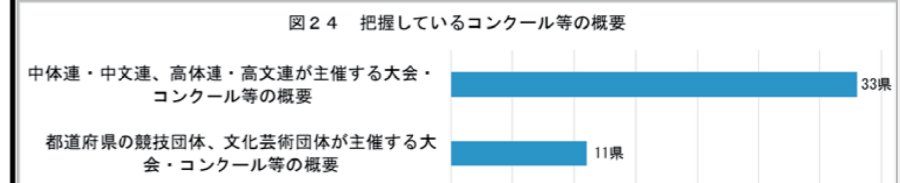


### まとめ2 適切な休養日等の設定について

- #### 休養日
- 学期中の休養日は、全ての県において設定されている。
  - 長期休業中の休養日は、約9割の県において設定されている。
  - 休養日を設定する理由
    - ・健康維持 ・バランスのとれた生活 ・教員の負担軽減 ・ケガの予防
- #### 活動時間
- 活動時間は、8割を超える県（40県）において設定されている。
  - 21県（45%）において、中学校・高等学校ともに、国のガイドラインの基準と同様に平日2時間程度、休日3時間程度の活動時間を設定している。

### まとめ3 学校単位で参加する大会等の見直し

- 部活動で参加する大会・コンクール等の概要は、約9割の県（予定を含み41県）において把握されている。
- 21県（45%）において、大会等の統廃合を関係団体に要請している。

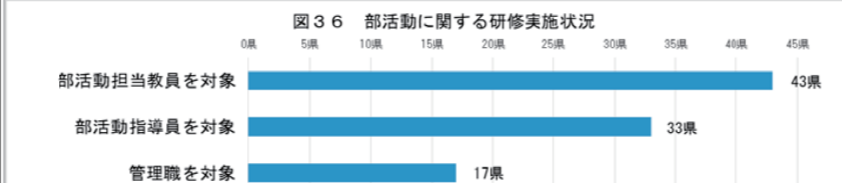


### まとめ4 部活動指導員について

- 部活動指導員は、9割超の県（予定含み44県）で任用されている。
- 運動部で任用されているケースが多いが、任用している県のうち約4割（17県）において、文化部でも任用している。
- 全体の4割弱が教員経験者（再任用短時間勤務教員、退職教員等）である。
- 任用による主な効果
  - ・専門的な指導 ・教員の時間的な負担軽減
- 任用する際の課題
  - ・部活動指導員の役割の範囲 ・人材の確保

### まとめ5 担当教員等の研修について

- 担当教員に対する研修は、9割の県（43県）において実施されている。
- 研修を実施する際の課題として、開催日程の調整や研修テーマの設定に苦慮している事案が挙げられている。



### まとめ6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- 17県（36%）において、生徒のニーズを踏まえた運動部の設置に取り組んでいる。
  - ・「ゆるスポ」活動支援事業（ニュースポーツ、体力づくり等）
  - ・スクールヘルスアップ事業（フィットネス、ヨガ等、楽しみ・健康志向）
- 26県（55%）において、複数校の生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の推進に取り組んでいる。
  - ・合同部活動支援事業（合同で活動する学校間の生徒の移動を支援）
- 16県（34%）において、合同チームとして、中体連・高体連・高野連の大会に参加が可能である。

### 提案1 部活動指導員の人材確保

- 人材の掘り起こしや学校とのマッチングを図るために指導者バンク等を設置する。
- 学校教育に理解のある部活動指導員を育成するための研修の充実を図る。
- 部活動指導員の定数化や国費事業の補助負担割合の見直しを求める。

### 提案2 部活動指導員の効果的活用方策

- 部活動指導員の資質向上のため、ICTを活用した研修プログラムを作成する。
- 人材を有効に活用するため、報酬（給与）を謝金として支払うなど、弾力的な取扱いができるようにする。
- 民間の人材派遣会社に指導者派遣を委託する事例があることから、部活動指導員に係る予算から指導者派遣に係る経費を執行できるようにする。

### 提案3 地域と連携したスポーツ環境の構築

- 合同部活動の体制整備や大会出場の要件緩和等を行い、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備を図る。
- 合同部活動に係る人的、財政的な問題を解決するために国の財政支援を求める。
- 総合型地域スポーツクラブと連携する上で、国における課題の解決策や連携のモデル等を含むビジョンを示すよう求める。

はじめに(研究趣旨)

- 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」フォローアップ調査を補完する事を目的として、各都道府県の具体的取組事例を収集する。
- 教員の負担軽減につながる各都道府県の業務改善の現状や取組の現状を把握して考察し、施策の検討や国への要望に役立てる

国の動き

**平成31年1月**  
**中央教育審議会(答申)**  
 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校教育における働き方改革に関する総合的な方策について」

平成30年4月

**フォローアップ調査**  
 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査

平成30年2月

**文部科学省(通知)**  
 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」

平成29年12月

**中央教育審議会(中間まとめ)**  
 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

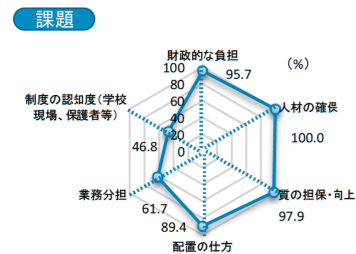
平成28年度

**教員の勤務実態調査**  
 公立の小・中学校の教員を対象に実施された教員勤務実態調査結果によって、教員の長時間勤務が看過できない深刻な状況にあることが改めて明らかになり、未来の創り手となる人材を育てるための学校教育が、この教員の長時間勤務に支えられている状況は既に限界に近いところに来ている

1 専門スタッフによる働き方改革の推進について

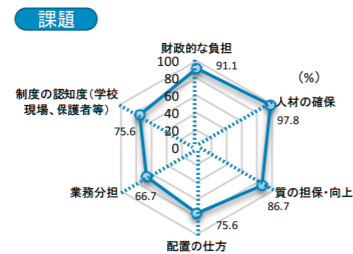
※ダイアグラムの値は、各項目を課題として「強く感じる」「感じる」の合計数の全体に占める割合です。文章による記述は各項目の自由意見から主要な意見を抜粋しています。

(1) スクールカウンセラー



- 今後の取組・方針**
- 学校現場、保護者等へスクールカウンセラーの理解を深める取組の実施
  - アウトリーチ型の家庭教育支援実施の検討など
  - \* **要望事項**  
配置拡大に向けた財政支援の拡充

(3) 部活動指導員

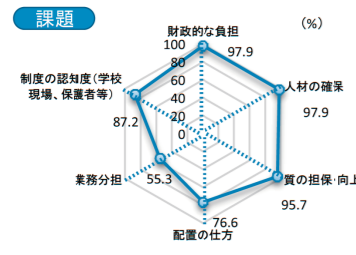


- 今後の取組・方針**
- 部活動指導員の配置効果を検証し拡大を図る
  - 人材バンク等を活用し人材の確保を図る
  - \* **要望事項**  
配置拡大に向けた財政支援の拡充

(4) 各専門スタッフの課題に関する比較

- ①財政負担に課題を感じると回答した割合と意見
- スクールカウンセラー(95.7%)  
財政的な負担が大きく、配置校数や配置時間の増加が難しい
  - スクールソーシャルワーカー(97.9%)  
優秀な人材確保のためにも待遇改善が求められているが、財政的な課題がある
  - 部活動指導員(91.1%)  
国の財政支援について、見通しが不透明である
- ②人材確保に課題を感じると回答した割合と意見
- スクールカウンセラー(100.0%)  
地域によっては人材確保が難しい
  - スクールソーシャルワーカー(97.9%)  
有資格者等の専門性の高い人材の確保が難しい
  - 部活動指導員(97.8%)  
部活動指導員の適任者を確保できない
- ③質の担保・向上に課題や困難を感じると回答した割合と意見
- スクールカウンセラー(97.9%)  
資質の担保に課題があり、研修が必要不可欠
  - スクールソーシャルワーカー(95.7%)  
スクールソーシャルワーカーの養成機関がない
  - 部活動指導員(86.7%)  
部活動指導員の教育者としての資質向上が必要である

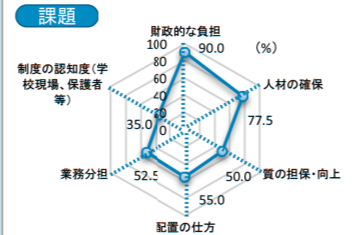
(2) スクールソーシャルワーカー



- 今後の取組・方針**
- 研修等を通じた質の向上
  - 効果的にスクールソーシャルワーカーを活用するための体制整備
  - \* **要望事項**  
配置拡大に向けた財政支援の拡充

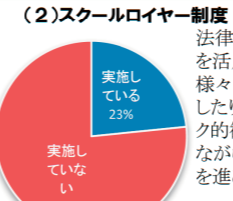
2 学校が教育活動に専念するための支援体制の構築について

(1) スクール・サポート・スタッフ



- 今後の取組・方針**
- 導入による効果を分析し、より効果的な活用方法の検討する

- \* **要望事項**  
配置拡大に向けた財政支援の拡充

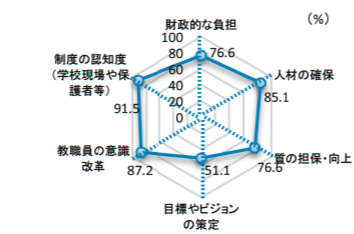


スクールレイヤーの主な業務内容

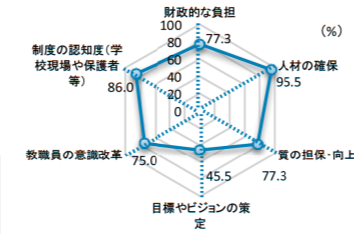
- トラブルの法律上の相談や助言。特にいじめ問題をはじめとする「児童・生徒の問題行動について」
- 学校内の生徒指導委員会やいじめの防止に係る委員会、ケース会議等に参加し、弁護士との立場から法律に基づく助言を行う
- 学校管理職対象の研修会において少年法等の関係法令等講義を行う

3 学校・家庭・地域の連携の促進について

コミュニティ・スクールに関する課題



地域学校協働活動推進員に関する課題

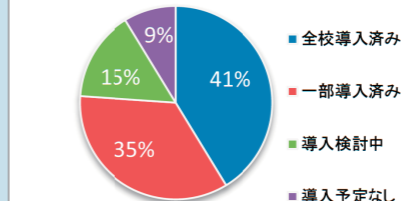


今後の取組・方針

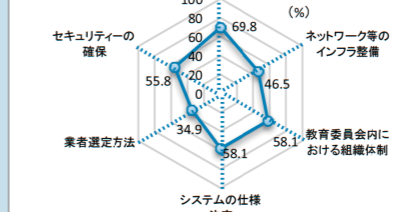
- コミュニティ・スクールについて小中学校及び義務教育学校においては全ての学校への導入、高等学校及び特別支援学校においては学校の特性や地域の特色を活かして導入を進める
- 地域学校協働活動推進員を育成するために、研修会を開催する
- 今後、地域学校協働活動推進員を担う人材のスキルアップ講座を継続して開催する
- 国作成「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き」を活用して、地域学校協働活動推進員の配置促進を市町村に働きかける
- \* **要望事項**  
コミュニティ・スクールの導入拡大や地域学校協働活動推進員の配置拡大に向けた財政支援の拡充

4 統合型校務支援システム等のICTの活用推進について

都道府県における状況



課題



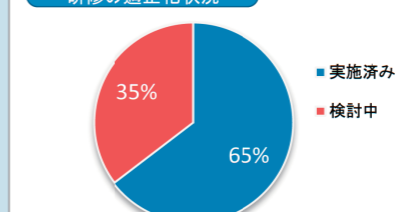
- システム改修費用等の予算確保の課題
- セキュリティの確保されたインフラ整備のための財政支援
- 所管課が複数課に及ぶ困難
- 機能性等を統一したシステムの導入に困難を感じる
- 既に別の校務システムを利用している学校の円滑な移行

今後の取組・方針

- 新調査書やe-ポートフォリオとの連携の検討等
- \* **要望事項**  
「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を講じるための財政措置

5 研修の適正化について

研修の適正化状況



適正化の取組

- ①内容の整理・精選
- 市町の教育研究所等との連携による地域分散型研修を実施する
  - 市町教育委員会が実施する研修も教育センター実施の単位制履修制度での単位認定を行う
- ②報告書の簡素化
- 全講座統一書式の簡便な方式に変更あるいは「提出なし」とする

- 持参資料なし・報告書分量の制限等の簡素化を図る
- 教員等育成指標に基づいたWEB上での電子アンケート形式に変更
- ③実施時期の調整
- 比較的時間に余裕のある長期休業中等にまとめる
- 受講期間に幅を持たせたり、日数を減らしたり時期を変更する
- ④工夫している取組
- 遠隔システムの活用やインターネット動画配信システムの活用あるいは出前講座を実施する
- 学校現場からの代表とともに、研修に関する検討会議を開催
- 同一校における1日あたりの出張者数を減らすために複数会場、半日開催とした

まとめ1 業務の一部を外部人材や地域が担うことにより働き方改革を推進する

人材という限られたリソースを効率的に活用し、効果的に制度を運用していくための取組を推進していくとともに、制度の普及や人材の質の担保・向上に向けた取組も求められる。また、国においては、必要な施策が十分に展開されるよう財政支援を行っていくことが求められる。

まとめ2 家庭や地域との連携により働き方改革を推進する

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の促進活動や人材育成を積極的に行う必要がある。また、国においては、その運営に係る経費に対して財政支援を行っていくことが求められる。

まとめ3 業務等の効率化・適正化を図ることにより働き方改革を推進する

ICTの活用促進や教職員の研修の適正化など、教職員が行っている業務等の効率化・適正化を図ることにより働き方改革を推進するものについては、これまで教職員が担ってきた業務を見直す中で、教職員が担うべき業務を明確化し、実行に移していく必要がある。また、国においては、必要な財政支援を行っていくことが求められる。

おわりに

学校や教職員を取り巻く環境が大きく変化している中、教職員が教育のプロフェッショナルとなり、未来を担う子どもたちの教育をより良いものにしていくために、教職員の働き方改革の推進は今後も国及び都道府県をあげて取り組んでいく必要がある。

平成30年度研究報告書の概要

全国都道府県教育長協議会

---

平成31年3月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会  
〒100-0013  
東京都千代田区霞が関3-3-1  
尚友会館  
電話 03-3501-0575

---